

全社協

Action Report

第 283 号

2025（令和 7）年 2 月 3 日

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**
Japan National Council of Social Welfare
(全社協 ぜんしゃきょう)

総務部広報室 z-koho@shakyo.or.jp

TEL03-3581-4657 FAX03-3581-7854

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

全社協 福祉ビジョン2020

ともに生きる豊かな地域社会をめざして

FUKUSHI-JOB SEARCH
福祉のお仕事



特集

- 災害救助法等の改正に係る動向と今後の取り組み
～ 災害救助法に「福祉」を位置づける改正案が今国会に提出予定

事業ピックアップ

- 社協活動のさらなる展開に向けて
～ 地域福祉推進委員会 各検討委員会で協議
 - ・ 第 11 回「社会福祉協議会基本要項検討委員会」
 - ・ 本年度 第 3 回「社協における生活困窮者自立支援のあり方検討委員会」
- 令和 6 年度 全国厚生事業団体連絡協議会研究会議を開催

インフォメーション

- 「ソーシャルワーク力を鍛え、磨き上げる実践研修」のご案内
～ 中央福祉学院
- 中央福祉学院 令和 7 年度実施研修のお知らせ
～ 研修会ごとの募集概要、開催日程等を公開
 - ・ 令和 7 年度「社会福祉主事」資格認定通信課程（春期コース）
 - ・ 令和 7 年度「社会福祉施設長」資格認定講習課程

全社協 2 月日程／社会保障・福祉政策情報／全社協の月刊誌

特集

● 災害救助法等の改正に係る動向と今後の取り組み

～ 災害救助法に「福祉」を位置づける改正案が今国会に提出予定

◆救助の種類に「福祉」を明確化

昨年1月の能登半島地震の経験を踏まえ、政府においては、「事前防災の強化」を掲げ、2026(令和8)年度の「防災庁」創設に向けた準備を進めるとともに、今通常国会(1月24日召集)に「災害救助法」および「災害対策基本法」の改正法案を提出することとしています。

これまでに本会が把握している情報によると、今回の改正法案においては、以下の内容が盛り込まれる予定(現時点での情報)となっています。

- ① 災害救助法 第4条に定める「救助の種類」として「福祉サービスの提供」を追加
- ② ①に伴い、都道府県知事による救助業務の従事命令対象者に「福祉関係者」を追加
- ③ 災害ボランティアとの連携強化のため、被災者支援で自治体等と連携して活動するNPO・ボランティア団体等の事前登録制度を創設

◆本会では2019年から継続して災害法制への福祉の位置づけの明確化を提言

本会では、2019(令和元)年に「災害時福祉支援活動に関する検討会」(座長:中央大学 宮本 太郎 教授)を設置し、同年9月、活動の強化に向けた提言をとりまとめ、公表しました。このなかで「災害時福祉支援活動」を「発災後、さまざまな福祉的課題を有する被災者に対する福祉サービスの提供と日常生活支援、生活再建への寄り添い型の相談支援、災害ボランティア活動の総称」とし、次なる災害に備えた基盤強化が急務として、以下の提言を行いました。

提言1 福祉的支援の拠点整備—「災害福祉支援センター(仮称)」の設置

- ・災害時の福祉的支援の総合化、広域支援の拠点として創設、各都道府県、全国に設置

提言2 人材の養成

- ・発災後、迅速かつ適切な支援を展開するため、必要な知識経験を有する人材を平時から養成

提言3 人的支援の仕組みの構築

- ・都道府県、全国を単位とする広域支援の仕組みを構築

提言4 平時および発災後の活動に関する財政基盤の確立

- ・福祉的支援の重要性に基づく適切な公費負担を含め、活動の財政基盤を確立

提言5 災害時福祉支援活動の法定化

- ・災害救助法、災害対策基本法等の災害法制における福祉の支援の明確化

さらに 2021(令和 3)年には、主に上記提言 1 と 5 の整理、具体化を図るために、「災害福祉支援活動の強化に向けた検討会」(委員長:同志社大学 立木 茂雄 教授)を設置しました。2022 年 3 月にとりまとめた報告書「災害から地域の人びとを守るために」では、活動の強化に向けて、以下のポイントを挙げています。

- ・自然災害が頻発・大規模化するなか、平時から災害に備え、被災者への寄り添い支援をしていくことが重要。
- ・社会は「医療・保健・福祉」の連携・協働により活動を展開していることから、平時と同様、災害発生時においても、「医療・保健・福祉」が切れ目のない連結を図っていくことが必要。
(一方で、現在の我が国の災害法制において、応急期の救助には、「医療・保健」だけが位置づけられており、「福祉」が位置づけられていないことが課題)
- ・災害発生直後から被災者に寄り添い支援をしていくことが必要であり、防災に「福祉」の視点を入れ、災害福祉支援活動を強化していくことが重要。
- ・災害福祉支援は、全体性・連続性・協働性・衡平性という4つの原則に基づき、被災者個々の生活の再建に向けた寄り添い型の支援を行っていくことが大切。

こうした提言を踏まえ、本会では、政策委員会や関係種別協議会等と連携し、この間、

- ①災害法制(災害救助法、災害対策基本法等)に福祉の支援を明文化すること
 - ②DWAT(災害派遣福祉チーム)の活動範囲の見直し(避難所限定から在宅避難者等も支援対象に)
 - ③災害ボランティアセンターの設置・運営費用に関する公的支援の拡充
 - ④平時からの災害福祉支援活動の推進役となる「災害福祉支援センター(仮称)」の都道府県段階・全国段階での創設
- などを提言・要望してきました。

とくに、災害時の福祉支援の重要性については、本会のみならず、学識経験者をはじめ、多くの関係者、団体から同様の指摘がなされるようになりました。

◆法改正に向けた今後の対応

今回の法改正に向けた動きは、こうした本会が関係者とともに展開してきた提言・要望の成果と言えようと捉えています。

しかし、法改正により福祉支援が法制上明記されるとしても、現状においては、法に定める「福祉サービス」の範囲が明確ではありません。現時点では、DWAT の活動が主な対象として想定され、活動範囲を現在が避難所限定から在宅避難者等にも拡大することが見込まれていますが、災害ボランティアセンターの運営支援や被災福祉施設・事業所・社協に対する応援派遣などの取り扱いを含めた運用の詳細や、予算面の担保などは明確になっていません。

今後は、救助の種類に「福祉」が位置づけられることを踏まえ、これまで以上に即応力、実践力を担保しうる災害福祉支援体制を強化・構築していく必要があり、その財源確保が重要な課題といえます。

こうした状況を踏まえ、1月31日に開催した「都道府県・指定都市社会福祉協議会常務理事・事務局長会議」では、本会から法改正に向けた動向や課題等とともに、体制整備、財政基盤の確立に向けた要望活動の継続や、平時からの災害福祉支援体制の強化推進など、災害法制の見直しを踏まえた今後の取り組みについて説明し、協力を求めました。

その後、意見交換を行い、出席者からは、被災経験を踏まえ、「社協には公(行政)と民(民間団体等)の支援活動をつなぐ役割があるのではないか」、「社協のBCP(事業継続計画)策定を考えるにあたっては、発災後の委託・補助事業の取り扱いなど、行政との協議が必要」、さらには現状では災害ボランティア活動に係る費用が公的支援の対象外である状況の改善などの意見が出されました。

本会では、今後の改正法案の審議にあたり、これまで多くの福祉関係者によって積み重ねられてきた実践・実績を踏まえ、それぞれ意味を有する多様な災害福祉支援活動が災害救助法等の対象として位置づけられるとともに、災害福祉支援センターの創設等、必要な体制整備・強化に向けた予算が確保されるよう、関係省庁等との協議・折衝を強力に進めていくこととしています。

地域の人びとの命を守り、発災後の早期の生活再建につなげるためにも、引き続き関係者の皆さまのご支援、ご協力をお願いいたします。

【総務部 TEL. 03-3581-7820】

事業ピックアップ

● 社協活動のさらなる展開に向けて

～ 地域福祉推進委員会 各検討委員会で協議

第 11 回「社会福祉協議会基本要項検討委員会」

地域福祉推進委員会「社会福祉協議会基本要項検討委員会」では、1月20日、21日の2日間にわたって第11回検討委員会を開催、「基本要項2025」の最終案作成に向けて議論を行いました。

「基本要項2025」については、昨年11月19日から12月20日にかけて第2次案に対する意見照会を実施し、全国の市区町村社協、都道府県・指定都市社協および本会種別協議会からさまざまな意見が寄せられました。

検討委員会では、寄せられた意見を一つひとつ読み込み、社協の活動・事業、組織経営の柱となる住民主体の理念や活動原則、機能などについて、日頃の実践に引き付けながら、より分かりやすく、社協の役職員の共通の基盤となる基本要項をめざして検討を重ねています。

今後さらに検討を進め、地域福祉推進委員会 常任委員会および総会に諮ることを予定しています。

本年度 第3回「社協における生活困窮者自立支援のあり方検討委員会」

1月23日、地域福祉推進委員会「社協における生活困窮者自立支援のあり方検討委員会」では本年度 第3回となる委員会を開催しました。

コロナ禍では、コロナ特例貸付等を通じ、子どもや子育て世帯の生活困窮等の課題もあらためて浮き彫りになりました。

このことを踏まえ、本委員会では、子どもや子育て世帯に密接に関わる教育分野との連携強化に向けた検討を進めています。

教育分野との連携のヒントを得るため、昨年10月以降、小中学校・高等学校やスクールソーシャルワーカー、教育委員会等(以下、学校等)と連携を進めている7か所の社協に対して、委員が分担してヒアリングを行いました。ヒアリングを通じて、社協の役割や機能について学校等に理解してもらえるよう、積極的な発信が重要であることや地域の子ども食堂や学習支援の活動と学校等をつなぐ役割を社協が発揮できること、1つの事例での連携がきっかけとなって学校等との連携が広がっていくことなどが把握できました。

今後は、これらの検討結果をもとに、連携のポイントや具体的な取り組み事例をとりまとめて公表する予定です。

● 令和6年度 全国厚生事業団体連絡協議会研究会議を開催

全国厚生事業団体連絡協議会(大西 豊美 会長)は、1月23日、24日の2日間、全社協灘尾ホール等において、令和6年度全国厚生事業団体連絡協議会研究会議を開催しました。全国厚生事業団体連絡協議会の構成4団体から合計119名、また、今回は3名のアジア研修生の参加を得ました。

構成団体…全国救護施設協議会、全国更宿施設連絡協議会、
全国身体障害者福祉施設協議会、全国女性自立支援施設等連絡協議会

大会初日は、厚労省社会・援護局総務課女性支援室 梁瀬 晃 室長補佐より「困難な問題を抱える女性への支援～女性支援新法に基づく新たな女性支援の取組」をテーマに、また、同保護課保護事業室 成瀬 拓 室長補佐より「生活保護行政等の動向について」をテーマとした行政説明がありました。

続く基調報告では、4つの構成団体から各団体を取り巻く動向や、本年度の取り組み、今後の課題などについて報告があり、それぞれの現況や課題意識などの共有を行いました。

初日の締めくくりのシンポジウムでは、「地域において厚生事業関係施設が発揮できる役割」をテーマに、コーディネーターの新潟医療福祉大学 岡部 卓 教授の進行により、木島 初正 氏(救護施設・千里寮施設長)、三宅 誠 氏(更生施設・民衆館通所事業主任)、川本 明良 氏(障害福祉サービス事業所・札幌わらしべ園施設長)、横田 千代子 氏(女性自立支援施設・いずみ寮施設長)の4名のシンポジストが登壇して発言を行いました。

制度・施策がいかに整備されようとも、その狭間におかれる人は存在し、そういった人を受け入れて支援する役割を担う厚生事業関係施設において、どのような支援が展開されているのか、地域においてどのような役割が求められているのかなど、さまざまな視点から考える機会となりました。また、地域において役割を発揮することで、地域の住民や関係者とのつながりを強化することができ、将来にわたり頼られる存在になるとの示唆もありました。

第2日は、3つのテーマの分科会を行いました。「利用者を中心においた支援の展開」、「困難な問題を抱える女性への支援」、「災害への備えと対応」の各分科会では、実践報告のあと4団体からの参加者が混合のグループに分かれ、活発に意見交換が行われました。異なる種別であっても共通する課題はあり、支援ノウハウの情報交換や問題意識の共有など、連絡協議会ならではの有意義な分科会となりました。

【高年・障害福祉部 TEL.03-3581-6502】

インフォメーション

● 「ソーシャルワーク力を鍛え、磨き上げる実践研修」のご案内 ～ 中央福祉学院

相談支援現場においては近年、「解決が困難な課題に関わり続ける」状況が多く存在しています。そうした状況で社会福祉の基盤組織である社会福祉法人・福祉施設、社協、行政が担うべきソーシャルワークの役割・機能を向上させるために、「ソーシャルワーク力を鍛え、磨き上げる実践研修」を開催します。

本研修では、「鍛えるコース」、「磨くコース」の 2 コースに分かれ、相談者への支援を中心とした分野横断的な体制構築と、その延長として展開されうる包括的な支援体制整備・地域づくりの実現に資する、組織におけるソーシャルワーク実践力の向上を目標としています。

複数年度で計画的に両コースを受講いただくことを想定しています。また、各コースは、反復して受講することによりソーシャルワークを展開する力を鍛え磨く研修の機会として、自治体、社会福祉法人、社協、各相談支援事業所のソーシャルワーカーに活用いただけるよう企画しています。

ソーシャルワークの能力をさらに高めていきたい方、ともに学ぶ仲間とともに成長し、ワンランク上のソーシャルワーカーをめざす方、奮ってご参加ください。

| | 「鍛えるコース」(相談マネジメント) | 「磨くコース」(スーパービジョン) |
|-----|---|---|
| 日程 | 2025年2月22日(土曜)から24日(月曜/祝日) | |
| 会場 | 中央福祉学院(ロフォス湘南/神奈川県葉山町) | |
| 締切 | 2025年2月14日(金曜) | |
| 対象者 | 包括的な支援体制の構築に携わるソーシャルワーカー 等 | 相談支援従事者への指導、スーパービジョンを行う職員 等 |
| 目標 | 制度を超えたソーシャルワーク実践と、多分野との連携・協働によるソーシャルデザインの展開 等 | 相談者個人の支援を中心とした分野横断的な支援体制の構築、および地域づくりを行うソーシャルワーカーの育成 等 |
| 受講料 | 3万9,600円 | 3万3,000円 |
| 定員 | 80名 | 60名 |

詳細は下記ホームページをご参照ください。

[中央福祉学院「ソーシャルワーク力を鍛え、磨き上げる実践研修」](#)

● 中央福祉学院 令和7年度実施研修のお知らせ

～ 研修会ごとの募集概要、開催日程等を公開

全社協 中央福祉学院では、ソーシャルワーク力の向上や法人・施設経営の高度化に資する通信講座、研修会を実施しています。

この度、令和7(2025)年度に実施する研修の開催日程や受講料等を決定し、下記ホームページで公開しました。

[中央福祉学院「令和7年度 実施研修の内容・日程・申込期間、受講料のお知らせ」](#)

現在、4月に開講する社会福祉主事や社会福祉施設長の資格認定に係る通信課程の受講者を募集しています。

令和7年度「社会福祉主事」資格認定通信課程(春期コース)

民間社会福祉事業の職場に勤務している職員を対象に、通信教育の受講者を募集しています。

| | |
|--------|---|
| ポイント | <ul style="list-style-type: none">・未来の福祉現場実践を支えるソーシャルワークの基礎知識が身につくプログラムをご用意しています。・3日間の集合研修が含まれます。集合研修では、対面型演習で現場実践の共有、事例検討を行い、実践力を高めます。・オリジナルテキストを使用した自宅学習で、幅広い知識を得ることができます。・一部学習科目は、動画配信授業により、自分のペースで学ぶことができます。 |
| 受講期間 | 2025年4月1日から2026年3月31日(1年間) |
| 受講料 | 11万7,700円(税込) ※集合研修出席に係る交通費、宿泊費、食費等は別途 |
| 申込締切 | 2025年2月28日(金曜) ※延長しました |
| 受講資格 | 受講期間中に社会福祉事業の施設・事業所等に従事し、受講について所属長の承認が得られる方 |
| ウェブサイト | 受講要件、申込締切等の詳細は、次のホームページをご確認ください。 中央福祉学院 「社会福祉主事資格認定通信課程(民間社会福祉事業職員課程／春期コース)」 |

令和7年度「社会福祉施設長」資格認定講習課程

本課程では、通信教育(集合研修5日間を含む)によって社会福祉施設長として必要な資格要件を取得することができます。

社会福祉施設の長として必要な要件は、2つの厚生労働省通知によります。

「社会福祉施設の長の資格要件について」

「児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」

| | |
|---------------|---|
| ポイント | 福祉の幅広い知識と、管理者として必要な知識(経営、人事・労務・財務管理)などを、通信学習(自宅学習)および集合研修により学びます。 通信学習 4学期制、学期ごとに4科目ずつ取り組み、郵送で答案を提出 集合研修 連続5日間の講義・演習等 集合研修では、対面型のプログラムにより事例検討や現場実践の共有などの学びを深めます。 |
| 受講期間 | 2025年4月1日より1年間(学習開始は2025年6月1日から) |
| 受講料 | 10万5,600円(税込) ※集合研修出席に係る交通費、宿泊費、食費等は別途 |
| 申込締切 | 2025年4月7日(月曜) 必着 |
| 受講資格 | 「社会福祉施設の長になるための必要な資格要件」を満たしておらず、①または②に該当する方等。 ※詳細はウェブサイト上の「受講案内」をご確認ください。 ①社会福祉施設長就任予定がおおむね5年以内の方 (施設長就任予定が不確定の場合は、受講不可) ②すでに就任している方 |
| ウェブサイト | 受講要件、申込締切等の詳細は、次のホームページをご確認ください。 中央福祉学院「社会福祉施設長資格認定講習課程」 |

その他の講座については、[中央福祉学院ホームページ](#)をご確認ください。

【中央福祉学院 TEL.046-858-1355】

全社協 2月日程

| 開催日 | 会議名 | 会場 | 担当部 |
|-------------|---|-------------|------------|
| 4日、5日 | 全国保育協議会 令和6年度 認定こども園研修会 | オンライン 併用 | 児童福祉部 |
| 5～7日 | 全国民生委員児童委員連合会 令和6年度 全国民生委員指導者研修 (第34回 全国民生委員大学) | ロフオス 湘南 | 民生部 |
| 10日 | 第12回 社会福祉協議会基本要項検討委員会 | 会議室 | 地域福祉部 |
| 13日 | 第2回 福祉サービスの質の向上推進委員会 児童部会 社会的養護小委員会 | オンライン 併用 | 政策企画部 |
| 13日 | 令和6年度 生活支援相談活動管理職・担当者 全国連絡会議 | オンライン 併用 | 地域福祉部 |
| 13日、 14日 | 令和6年度 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課 程 上級管理者研修会 | ロフオス 湘南 | 中央福祉学院 |
| 14日 | 令和6年度 都道府県・指定都市社協 災害ボランティアセンター担当者連絡会議 | オンライン 併用 | 地域福祉部 |
| 14日～ | 全国地域包括・在介護支援センター協議会 令和6年度 全国地域包括・在介護支援センター 研修会 | オンライン | 高年・障害福祉部 |
| 17日 | 令和6年度 総合相談・生活支援事例検討会 | 会議室 | 地域福祉部 |
| 17日 | 令和6年度 第3回オンラインサロン | オンライン | 中央福祉人材センター |
| 18日 | 第1回「福祉教育」の推進に向けた検討委員会 | オンライン | 地域福祉部 |
| 18日 | 地域福祉推進委員会 令和6年度 第4回 社協における生活困窮者支援のあり方検討委員会 | オンライン | 地域福祉部 |
| 18、19日 | 全国児童養護施設協議会 令和6年度 全国児童養護施設 中堅職員研修会 | 灘尾ホール | 児童福祉部 |
| 19日 | 社会福祉 HERO'S 2024 | 渋谷 ヒカリエ | 法人振興部 |
| 19日 | 令和6年度 第2回 生活福祉資金貸付事業 オンライン情報交換会 | オンライン | 地域福祉部 |
| 20日 | 福祉サービスの質の向上推進委員会 令和6年度 第2回 常任委員会 | オンライン 併用 | 政策企画部 |

| 開催日 | 会議名 | 会場 | 担当部 |
|-------------|--|----------------|------------|
| 20日 | 社会福祉施設協議会連絡会 令和6年度第4回会長会議 | オンライン | 法人振興部 |
| 21日 | 令和6年度第2回国際社会福祉基金委員会 | 会議室 | 総務部 |
| 21日 | 第38期生アジア社会福祉従事者研修 修了式・謝恩会 | 灘尾ホール | 総務部 |
| 22日 ～24日 | 2024年度 ソーシャルワーク力を鍛え、磨き上げる実践研修 | ロフオス 湘南 | 中央福祉学院 |
| 25日 | 令和6年度第2回(通算97回)全国ボランティア・ 市民活動振興センター運営委員会 | オンライン 併用 | 地域福祉部 |
| 25日 | 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発 事業 令和6年度「K-ねっと全国セミナー」 | オンライン | 地域福祉部 |
| 26日、 27日 | 全国乳児福祉協議会 第13回乳児院上級職員セミナー | ロフオス 湘南 | 児童福祉部 |
| 26日、 27日 | 全国保育士会 令和6年度 都道府県指定都市保育士会正副会長セミナー | 会議室 | 児童福祉部 |
| 27日 | 全国保育士会 令和6年度第2回委員総会 | 会議室 | 児童福祉部 |
| 27日 | 政策委員会 令和6年度第6回幹事会 | オンライン 併用 | 政策企画部 |
| 27日 | 第5回 全社協福祉ビジョン2020改定検討委員会 | オンライン 併用 | 政策企画部 |
| 27日、 28日 | 全国社会就労センター協議会 令和6年度(第41回) 全国社会就労センター長研修会 | 有明セント ラルタワー | 高年・障害福祉部 |
| 28日 | 全国社会就労センター協議会 令和6年度第2回協議員総会 | 有明セント ラルタワー | 高年・障害福祉部 |
| 28日 | 全国保育協議会 令和6年度第2回協議員総会 | 灘尾ホール | 児童福祉部 |
| 28日 | 全国乳児福祉協議会 第6回乳児院医療・看護セミナー | ロフオス 湘南 | 児童福祉部 |
| 28日 | 中央福祉人材センター運営委員会 令和6年度第4回検討部会 | オンライン 併用 | 中央福祉人材センター |
| 28日 | 令和6年度第3回社協職員オンラインサロン | オンライン | 地域福祉部 |

社会保障・福祉政策情報 (12月27日から1月30日)

詳細につきましては、全社協・政策委員会
サイト内「[社会保障・福祉政策の動向と対応](#)」
をご覧ください。

■ 【内閣官房】[障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画](#) 【12月27日】

昨年7月に最高裁判判決が下された旧優生保護法問題を受け、「希望する生活の実現に向けた支援」構築や「公務員の意識改革」、インクルーシブな社会づくり等に取り組むとする行動計画が策定された。

■ 【厚労省】[「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第1回）](#) 【1月9日】

2040年に至るまでの社会変化に応じ、高齢者関連施策やその他分野において、地域における地域包括ケア・サービス提供の維持方策や、地域別に想定されるサービスモデルの支援体制構築等の検討を行うこととしている。

■ 【内閣府】[第1回 孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議](#)【1月21日】

論点案として、「重点計画」(2024年6月)を踏まえた自治体、NPO等への支援や予防対策強化等のさらなる施策のほか、「分野横断的な多機関連携」や「幅広い世代への社会参加・活躍支援」等に向けた施策が示された。また、各種施策に対する評価・検証のあり方に関する協議が行われた。

■ 【内閣官房】[防災庁設置準備アドバイザー会議（第1回）](#)【1月30日】

事前防災に取り組み、災害発生時の司令塔機能を担う「防災庁」設置に向け、強化すべき施策の方向性と、そのために必要な組織体制のあり方等の検討を行うこととしている。

全社協からは、民間災害支援人材の養成、活動環境整備や、災害発生時の連携・役割分担等について説明を行った。

■ 【厚労省、こども家庭庁】[社会保障審議会障害者部会（第145回）・こども家庭審議会障害児支援部会（第10回）合同会議](#)【1月30日】

障害福祉分野における運営指導・監査について、とくに営利法人が運営する事業所数が急増しているサービス類型や大規模な運営法人への取り組みを強化する等、見直しに向けた検討を行うこととされた。



詳細については、[出版部ホームページ](#)をご覧ください。

全社協の出版情報

出版部で発行している月刊誌最新号の特集をご案内します。

<月刊誌>

●『生活と福祉』2025年1月号

特集：「令和6年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修
就労支援員・就労準備支援事業従事者初任者研修
(生活保護担当)」から

同研修会は、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度のさらなる連携促進に向け、本年度から合同研修として開催されました。

本特集では、共通課程のなかから、両制度における就労支援の全体像や理念・基本姿勢、ハローワークとの連携等についての講義を抜粋して掲載します。



↑画像をクリックすると
試し読みできます。

(1月20日発売 定価460円—税込—)

【出版部 TEL.03-3581-9511】

<レポート送付先>

本レポートは、報道関係者、都道府県・指定都市社協、種別協議会等協議員、政策委員会委員、本会理事・評議員の方がたにお送りしています。